

いなべ市監査委員告示 第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、平成30年度随時監査（いなべ市新庁舎建設工事）の結果報告を次のように公表する。

平成30年11月21日

いなべ市監査委員 羽場 恭博

いなべ市監査委員 鈴木 順子

平成 3 0 年 度

随時監査(工事監査)結果報告書

いなべ市監査委員

い監査第 107 号  
平成30年11月21日

いなべ市長 日沖 靖 様

いなべ市監査委員 羽場 恭博  
いなべ市監査委員 鈴木 順子

平成30年度随時監査（工事監査）の結果について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、平成30年度随時監査（工事監査）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

以上

## 随時監査（工事監査）

### 1 監査実施年月日及び監査対象

- (1) 実施年月日 平成30年10月30日（火）
- (2) 対象工事 いなべ市新庁舎建設工事
- (3) 所管部(局)課 総務部 新庁舎建設課

### 2 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査として実施した。

### 3 監査の方法

平成30年度に実施する土木、建築工事のうち、現地調査時期に施工段階にある当該工事を選定した。工事監査は、工事について特に高度な専門的知識と経験が必要であることから、(社)大阪技術振興協会に工事の技術調査業務を委託し、技術士による工事関係書類の審査及び現場での実地調査を実施するとともに、監査委員が技術士に同行して監査を実施した。

技術士（建設部門・総合技術監理部門）(社)大阪技術振興協会 松谷孝広

### 4 工事の概要

- (1) 工事名 いなべ市新庁舎建設工事
- (2) 工事場所 いなべ市北勢町阿下喜地内
- (3) 工事期間 平成28年12月20日から平成31年3月22日まで
- (4) 契約金額 8,736,885,720円（変更後）
- (5) 請負業者 大成建設株式会社三重営業所
- (6) 工事内容 建築面積：8,268.11㎡【本体】 延床面積：14,590.93㎡【本体】  
構造規模：【行政棟】RC造一部S造・SRC造（基礎免震構造）  
地上2階、地下1階

- ・屋根：55%アルミ亜鉛めっき鋼板ポリエステル樹脂塗装t0.6縦はぜ葺、  
コンクリート金鍍仕上の上塗膜防水
- ・外壁：還元焼成せっ器質タイル張、コンクリート打放しフッ素樹脂塗装、木製ルーバー
- ・内部：床：タイルカーペット、壁：コンクリート打放し+撥水剤、天井：岩綿吸音板

### 5 監査の結果

監査を実施した結果、対象工事に係る予算の執行及び事務処理については、いなべ市会計規則、いなべ市契約規則、いなべ市建設工事執行要領ほか関係規定に基づき行われており、技術調査の結果は総合的におおむね適正と認められた。

なお、技術士から提出された工事技術調査結果報告書は、別紙のとおりである。

# いなべ市

平成 30 年度

## 工事技術調査結果報告書

平成 30 年 11 月 14 日 (水)

公益社団法人 大阪技術振興協会

技術士 (建設部門・総合技術監理部門) 松谷 孝広

調査実施日：平成 30 年 10 月 30 日 (火)

場 所：いなべ市新庁舎建設工事事務所及び工事現場

監査執行者：いなべ市監査委員 (代表) 羽場 恭博  
いなべ市監査委員 (議選) 鈴木 順子

監査立会者：監査委員事務局 局長 和波 孝明  
監査委員事務局 課長補佐 山下 淳子

### 調査対象工事

いなべ市新庁舎建設工事

# いなべ市新庁舎建設工事

## 1 工事内容説明者

### 調査出席者

総務部	部長	渡 邊 修 司
〃	次長兼新庁舎建設課	課長 小 林 幸 次
〃	新庁舎建設課	課長補佐 東 松 大 司
〃	〃	課長補佐 瀬 古 克 成

### 工事監理者

#### 株式会社日建設計

〃	意匠主任技術者	小 谷 陽次郎
〃	意匠担当技術者	廣 瀬 文 昭
〃	意匠担当技術者	山 口 智 三
〃	電気設備主任技術者	督 満
〃	電気設備担当技術者	青 木 一 晃
〃	機械設備担当技術者	飯 塚 宏
〃	工務担当技術者	沢 木 卓 朗
〃	監理主任技術者	住 哲 也
〃	監理担当技術者	日 比 昇

### 工事請負者

#### 大成建設株式会社 三重営業所

現場代理人 (監理技術者)	宮 北 優
三重営業所長	雑 賀 俊 宏
工事次長	坂 神 光 則
建築工事課長	伊 藤 嘉 則
建築工事課長代理	中 道 哲 也
設備工事課長代理	川 瀬 佳 史
事務課長代理	小野田 亮

## 2 工事概要

合併後、旧町庁舎を利用した分庁方式で運用してきましたが、施設の老朽化が進み、近い将来大規模な改修か建て替えの必要に迫られてきた。

平成26年3月に策定した新庁舎整備基本方針にて、単なるオフィスではなく観光や防災対策機能など、まちづくりの拠点となる4庁舎を統合した新庁舎を、市の地理的中心であり、災害に遭っても庁舎が被災しない場所、周辺地域が被災地となったときに、県内外からの支援を受けられる主要道路網である東海環状自動車道（北勢インター）、国道や県道

が集まる交通アクセスの容易な高台に建設する。

(1) コンセプト

市民をあたたかく迎える 開かれた庁舎

ア 杜の庁舎

- ・ 既存の豊かな樹木に包まれた、緑と共存する「杜の庁舎」とする。
- ・ 周辺の自然や低層住宅に対して、圧迫感の無い景観をつくるため、庁舎は低層に抑えた上、4つの棟に分散配置することで杜の中に建つ庁舎にふさわしくボリュームを抑えた構成とする。

イ 出会いの庁舎

- ・ 高速道路 I C に隣接する庁舎はいなべ市のウェルカムゲートとして、まちの魅力や観光案内、まちづくり活動の紹介を行う。
- ・ 庁舎中央に設けた大庇下の半屋外空間は、各庁舎を利用する方々の出会いの空間とする。
- ・ 庁舎に隣接して設けた「にぎわいの森」は、いなべ市民の自由な活動や交流、地域の産品を活用した魅力的な商品やサービスを提供する場として活用し、庁舎のみならず周辺、市内も含めた賑わいを創出する。

(2) 工事場所 いなべ市北勢町阿下喜 地内

(3) 工事内容

敷地面積：36,105.57 m<sup>2</sup>

建築面積：8,268.11 m<sup>2</sup> (本体)、696.41 m<sup>2</sup> (にぎわいの森)

【本体工事】

①行政棟 (RC S SRC 造) 【免震】	地下1階地上2階塔屋1階	3,495 m <sup>2</sup>
②議会棟 (RC 造)	地下1階地上2階塔屋1階	1,161 m <sup>2</sup>
③シビックコア棟	地上2階塔屋1階	620 m <sup>2</sup>
④保健センター棟	地上2階塔屋1階	1,499 m <sup>2</sup>
⑤大庇他		1,493 m <sup>2</sup>

建築面積 計 8,268 m<sup>2</sup>

【にぎわいの森】

①テナント(2) (S 造)	地上2階	313 m <sup>2</sup>
②テナント(4) (S 造)	地上2階	135 m <sup>2</sup>
③テナント(5) (S 造)	地上2階	112 m <sup>2</sup>
④テナント(6) (S 造)	地上2階	136 m <sup>2</sup>

建築面積 計 696 m<sup>2</sup>

延床面積：14,590.93 m<sup>2</sup>（本体）、870.36 m<sup>2</sup>（にぎわいの森）

【本体工事】

①行政棟（RC S SRC造）【免震】	地下1階地上2階塔屋1階	8,499 m <sup>2</sup>
②議会棟（RC造）	地下1階地上2階塔屋1階	2,306 m <sup>2</sup>
③シビックコア棟	地上2階塔屋1階	1,130 m <sup>2</sup>
④保健センター棟	地上2階塔屋1階	2,546 m <sup>2</sup>
⑤大庇他		110 m <sup>2</sup>

延床面積 計 14,591 m<sup>2</sup>

【にぎわいの森】

①テナント(2) (S造)	地上2階	359 m <sup>2</sup>
②テナント(4) (S造)	地上2階	174 m <sup>2</sup>
③テナント(5) (S造)	地上2階	139 m <sup>2</sup>
④テナント(6) (S造)	地上2階	198 m <sup>2</sup>

延床面積 計 870 m<sup>2</sup>

構造規模：【行政棟】RC造一部S造・SRC造（基礎免震構造）

地上2階、地下1階

主要な仕上げ

屋 根	： 55%アルミ-亜鉛めっき鋼板ポリエステル樹脂塗装 t0.6 縦はぜ草、 コンクリート金鍍仕上の上塗膜防水
外 壁	： 還元焼成せっ器質タイル張、コンクリート打放しフッ素樹脂塗装、木製ルーバー
内 部	： 床：タイルカーペット
壁	： コンクリート打放し+撥水剤
天 井	： 岩綿吸音板

(4) 工事請負業者

大成建設株式会社 三重営業所

「意向確認型指名プロポーザル方式」（一次5者参加、二次3者参加） 【2次審査を  
経て落札】  
【予定価格の90.36%】

(5) 設 計

株式会社日建設計 名古屋オフィス

(6) 事業費

設計金額（税込）	9,071,367,120 円（うち671,953,120 円消費税及び地方消費税）
変更増額	9,668,607,120 円（増額597,240,000 円）
請負金額（税込）	8,197,200,000 円（うち607,200,000 円消費税及び地方消費税）
変更増額	8,736,885,720 円（増額539,685,720 円）



※ 【設計金額の 90.36%】 ※565,128 円/m<sup>2</sup>

(7) 工事期間

当初 平成28年12月20日から平成30年11月30日まで

変更 平成28年12月20日から平成31年3月22日まで

(8) 進捗状況 (平成30年9月 末日現在)

計画出来高 58.4%

実施出来高 56.9%

【計画より 1.5%遅い】

10月末の計画出来高は、68.4%であった。

(9) 工事監督員

監督員 総務部 新庁舎建設課 課長補佐 瀬古克成

監督員は、一人体制での管理であった。現在平成30年11月30日までになっており、現状のままの監督員管理する場合は、工期までの延伸をお願いする。

3 調査の着目点

・計画の妥当性

(建築工事の計画通知関係書類)

・設計の妥当性

(事業目的に適合した設計となっているか、法令等に適合した設計か、設計基準、設計資料等の整備状況及びその運用等)

・周辺環境対策の妥当性

(現地の状況を十分調査しているか、利用者等の立場に立っているか、現場周辺住民等への工事災害防止対策は適切か等)

・施工計画、管理の適切性

(諸官庁等への事務手続き、施工計画書、工程表は整備されているか、監理技術者等は適正に配置されているか等)

・安全管理の適切性

(安全管理は適切であったか、仮囲い及び保安施設等が適切に設置・管理されていたか、安全巡視、安全教育などは適切であったか等)

4 調査所見

4-1 書類関係

- (1) 会計法及び地方自治法の金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図られている。契約保証金について、契約約款通りであり適正に施行されていた。

【損害保険ジャパン日本興亜株式会社 請負金額の10%】

前払金は、いなべ市契約規則及び契約約款通りであり適正に施行されていた。

平成28年 65,500,000 円

平成 29 年	1, 180, 300, 000 円
平成 30 年	2, 248, 900, 000 円
合計金額	3, 494, 700, 000 円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の 40%以内】

中間払金は、出来高検査を経て、金額 82,049,000 円であった。

(2) 入札状況について

本工事は、平成 28 年 10 月 24 日（一次審査：5 者参加）、平成 28 年 10 月 31 日（二次審査：3 者参加）を経て、「意向確認型指名プロポーザル方式」にて、執行された。

入札に際して「いなべ市建設工事執行要領」「いなべ市契約規則」に基づき、明確で適正に施行されていた。

平成 28 年 11 月 1 日（火）に適正に執行されていた。

【建築一式工事】

本工事は、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならぬ予定価格 1 億 5,000 万円以上の金額で、議会議決（平成 28 年 12 月議会）に付され、適正に契約を締結していた。

4-2 工事事務手続き関係書類（設計者・施工業者の選定、契約）

(1) 設計者

設計会社は、「公募型プロポーザル方式」にて株式会社日建設計名古屋オフィスで決定していた。評価審査を経て、実施し適正であった。

(2) 施工業者の選定

施工業者は、「いなべ市新庁舎建設工事プロポーザル選定委員会設置」に沿い、実施し適正であった。

(3) 契約関係書類

工事請負契約書は、『建設工事請負契約約款』に基づき適切に作成され適正であった。

(4) 現場代理人及び関係下請負等届

関係書類は、適正に作成整備されていた。

施工体系図、施工体制台帳を作成し、下請負人の技術者・資格の写しと共に整理され、適正に見やすくファイリングされていた。

(5) 建退共証紙

関係書類は、適正に管理されていた。

平成 29 年 7 月 13 日及び平成 30 年 9 月 14 日に 2 回購入し、「掛金収納書（本証）」を確認し、適正であった。なお、協力業者への受払簿も適正な管理であった。

(6) 工事保険契約など書類

火災保険は、適正に保険株式会社と締結されていた。しかし、工事完成引渡しまで(工期+14日で検査日を配慮)した余裕ある保険期間であることが望ましい。

本工事は、工期内に「工事監理者検査」「いなべ市検査」を実施し引渡し完了するとのヒアリングであった。予定通り進まない場合は、「保険期間の延長」を確実に実施すること。

また、建設工事保険及び賠償責任保険も同様に締結されていたことを確認した。

本工事は、請負金額が1億9000万円以上であり、有期事業届出となり、「労災保険成立届」「適用事業報告」等の届出控えを確認した。適正であった。

4-3 調査事項関係書類 (計画、設計、積算、施工、監理、現場管理)

(1) 計画

建築工事の計画通知関係書類、関連相互間の調整等については、建設委員会を開催し、関係者の意見を十分に取り入れた計画である。適正に計画実施されていた。

(2) 設計

ア 設計会社から関係書類

設計会社の設計技術者および工事監理技術者などの関係書類は、整備されていた。

本工事は大規模建築工事であり、本設計の全ての設計担当者(管理技術者、意匠担当者、構造担当者、電気設備担当者、機械設備担当者、工務担当者等)の氏名と資格の写しを書面にて提出させおり適正であった。

【設計方針】

- ・ 既存の豊かな樹木に包まれた、緑と共存する「杜の庁舎」とする。
- ・ 周辺環境に配慮し圧迫感の無い景観をつくり、杜の中に建つ庁舎にふさわしいボリュームとするために、建物を低層に抑え、4つの棟に分散配置とする。
- ・ 庁舎中央に各棟をつなぎ、各庁舎を利用する方々の出会いの空間となる半屋外空間をつくるために大庇を設置する。
- ・ 庁舎に隣接し「にぎわいの森」を配置し、市民の自由な活動や交流、地域産品を活用した商品やサービスを提供することで、庁舎のみならず庁舎周辺、市内も含めた賑わいと雇用の場を創出する。
- ・ 自然採光や自然換気、太陽光発電パネル設置など自然エネルギーを有効活用し、ランニングコストの縮減を図る。

【コスト縮減】

- ・ 敷地形状に合わせ、適正な地盤レベル設定による掘削、排出土の削減。
- ・ 主要諸室のある行政棟のみを免震化することによる免震デバイスの削減。
- ・ 各棟の必要条件や必要スパンに合わせた構造形式の採用による躯体数量の削減。
- ・ 敷地内で伐採した樹木の一部を木製ルーバーとして再利用。

イ 計画及び設計に係る「基準類」等は、下記に示す。

【参考図書 その1】

基準等	制定又は監修	年版
<b>a. 共通</b>		
官庁施設の基本的性能基準	国土交通省	H25
官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	国土交通省	H25
官庁施設の総合耐震診断・改修基準	国土交通省	H 8
官庁施設の環境保全性基準	国土交通省	H23
官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	国土交通省	H18
公共建築工事積算基準	国土交通省	H19
公共建築工事共通費積算基準	国土交通省	H26
公共建築工事標準単価積算基準	国土交通省	H27
建築物解体工事共通仕様書	国土交通省	H24
建築工事における建設副産物管理マニュアル	国土交通省	H14
省エネルギー建築設計指針	国土交通省	S55
官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】	国土交通省	H24
特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する指針	三重県	H19
三重県建設副産物処理基準	三重県	H15
三重県環境配慮技術指針	三重県	H10
ユニバーサルデザインのまちづくり施設整備マニュアル	三重県	H24
いなべ市公共建築物等木材利用方針	いなべ市	H24

【参考図書 その2】

基準等	制定又は監修	年版
<b>b. 建築</b>		
建築工事設計図書作成基準	国土交通省	H21
敷地調査共通仕様書	国土交通省	H24
公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	国土交通省	H25
公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）	国土交通省	H25
建築設計基準	国土交通省	H26
建築構造設計基準	国土交通省	H25
建築構造設計基準の資料	国土交通省	H27
建築工事標準詳細図	国土交通省	H22
擁壁設計標準図	国土交通省	H12
構内舗装・排水設計基準	国土交通省	H27
<b>c. 建築積算</b>		
公共建築数量積算基準	国土交通省	H18
公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）	国土交通省	H24
公共建築工事見積標準書式（建築工事編）	国土交通省	H24

【参考図書 その3】

基準等	制定又は監修	年版
<b>d. 設備</b>		
建築設備計画基準	国土交通省	H27
建築設備設計基準	国土交通省	H27
建築設備工事設計図書作成基準	国土交通省	H21
公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）	国土交通省	H25
公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）	国土交通省	H25
公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）	国土交通省	H25
公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）	国土交通省	H25
公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）	国土交通省	H25
公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）		
排水再利用・雨水利用システム計画基準	国土交通省	H16
建築設備耐震設計・施工指針	国土交通省	H26
建築設備設計計算書作成の手引	国土交通省	H21
<b>e. 設備積算</b>		
公共建築設備数量積算基準	国土交通省	H15
公共建築設備工事内訳書標準書式（設備工事編）	国土交通省	H24
公共建築工事見積書標準書式（設備工事編）	国土交通省	H24
<b>f. 土木</b>		
三重県公共工事共通仕様書	三重県	H24
積算基準	三重県	H24

(3) 積算

ア 工事積算

① 数量算出について

工事設計の数量算出は適正に算出作成されていた。

設計内訳書の数量算出は、業務委託された株式会社日建設 名古屋オフィスによって、「公共建築工事積算基準」「建築数量積算基準」に準拠して作成していた。

② 値入について

「公共建築工事積算基準」及び「公共建築工事共通費積算基準」に準拠し、市販の「建築コスト情報」「建設物価」「建築施工単価」「積算資料」「土木コスト情報」「土木施工単価」を使用し、また、「物価資料によらない場合」の原則として見積り業者数3社の徴取がなされ、比較を経て適正な「スライド掛率」の設定を行い、いなべ市採用単価として積算し「予定価格」算出していた。本工事の掛率は、適正であると判断される。

【積算参考図書】

No	図書の名称	発行年月日	著者
	建築コスト情報	2016年 夏	一般財団法人 建設物価調査会
	建設物価	2016年 9月	一般財団法人 建設物価調査会
	建築施工単価	2016年 夏	一般財団法人 経済調査会
	積算資料	2016年 9月	一般財団法人 経済調査会
	土木コスト情報	2016年 夏	一般財団法人 建設物価調査会
	土木施工単価	2016年 夏	一般財団法人 経済調査会

イ 工事設計書

「工事設計書」をチェックしたが、内容的に問題なく適正に作成整備されていた。

(4) 施工

ア 関係諸官庁への届出

特定建設作業の実施届出書の提出をはじめ、必要な諸手続きは、的確に実施され、関連書類は適正に整備・保存されていた。

イ 現場代理人及び関係下請負業者等届

関係書類は、適正に作成整備されていた。

施工体系図を作成し、下請負人の技術者・資格の写しと共に整理され、現場事務所では適正に見やすくファイリングされていた。

下請負業者届を追補で適時提出させ、適正な管理状態であった。

ウ 工事カルテ

工事カルテの作成と（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）のCORINS（工事実績情報システム）登録番号、照会番号を確認した。

関連書類は適正に保管・整備されていた。

本工事は、大規模建築工事であり、工事受注者の担当技術者が多く従事している。  
個人の施工実績を証明するものであり、技術者インセンティブを図るためにも従事担当技術者を登録しておくことが望ましい。

エ 工程表管理

契約時及び施工計画作成時に実施工程表が、提出され整備されていた。

月報（月末作成）は、各工種部分構成率が計算され、出来高工程曲線を業者に作成させ、工程と出来高の進捗管理がなされていた。

進捗管理の履行報告書は、適正に提出されていた。

本工事においては、実施工程、施工各部分構成率、出来高工程曲線とリンクされ、適正な工程管理であった。また、打合せ記録も適正に整備されていた。

オ 施工計画書

施工計画書は、工種別に順次作成されていて、施工に合わせて順次提出させて、適切に作成させていた。

本工事の9月末現在、56.9%の出来高であったが、提出されている施工計画は、①総合施工計画書、②土工事、③型枠工事、④コンクリート工事、⑤鉄筋工事、⑥鉄骨工事、⑦PCa工事（調整池）、⑧免震工事、⑨ALCパネル工事、⑩ECPパネル工事、⑪防水工事、⑫外装タイル工事、⑬内装工事、⑭金属製屋根工事、⑮木工事、⑯金属製建具工事、⑰カーテンウォール工事、⑱ガラス工事、⑲塗装工事、⑳塗床工事、㉑サイン工事、㉒外装工事の受注者作成、工事監理者及び市職員監督員の適正に管理していることを確認した。適正であった。

カ 施工体制台帳・施工体系図

施工体制台帳・施工体系図は、適正に提出され、整備・保管されていた。

キ 工事材料関係の書類

使用資材製品届などは、受注者から工事監理者、市職員監督員に提出され、適正に整備・保管されていた。また、材料の品質を証明する使用材料調書も適正に提出させ、整備・保管されていた。

ク 打合せに関する書類

打合せについては、工事関係者が全て参加し、関係者協議・打合せ事項を一括してまとめ、的確に実施していた。関係書類も整備・保管されていた。

定例会議は、毎週水曜日、総合定例会議は、毎月第三水曜日を実施し、施工図、手順、懸案事項の調整も関係者との意思疎通を行い適切に実施していた。

(5) 監理

ア 月報は的確に作成され、工事監督員の確認も適正になされていた。

毎週水曜日の定例会議（関係者・工事監督員・施工業者参加）が実施されていた。また、打合せ議事録も適切な管理監督状態であった。

設計会社の監理技術者の関係書類は、適正に整備されていた。



また、総合定例会議として、第3水曜日に実施し適正な指示、指導がなされていた。

イ 監理に関する書類

施工報告書は、適正に提出され監督員の承認があり適正であった。

各工種の検査記録については、サンプリング監査であり細部まで確認できなかったが、工事監督員が立会い撮影し、適正な管理状況であった。

ウ 工事別検査事項関係書類

下記の段階確認検査等書類を確認した。適正であった。

(6) 現場施工管理

工事の品質管理状況は、書面及び現場から判断して特に問題は認められなかった。

ア 工事監理全般

本工事は、監査時約68%程度の施工状況である。工期内検査できる状態とのことであった。

工事受注者は、適正な管理体制の下、協力業者の相互の円滑な関係を図る適正な管理状態を確認した。また、作業間連絡、調整等、適切な監理状態であった。

イ 工事施工状況

工事施工状況は、書面と同様適切に施工していた。

① 作業所において、作業員への指示、指導は適正に実施されていた。

啓蒙看板の整備や置場(集積)などの安全管理や環境管理面での配慮が見受けられた。今後、年末、年始と気のゆるみが発生しやすい。より安全管理に努め無事故、無災害であるよう今一度の安全指示、指導の徹底を図っていただきたい。

② 本工事は、今後、複数業者の作業員が毎日200人~300人程度作業すると予想される。

特に、飛来落下、工事車両の出入り、作業員通勤車両の出入り、作業時及び作業終了後の安全管理において、気をゆるめること無く、継続的な指導徹底をお願いする。

ウ 品質管理について

材料承認書が提出されていて、監査日においては、適切な管理状態であった。

今後の不可視される状況・材料写真は、所定方法で的確に撮影し、また、材料の規格ラベル、シールなどが写真で読めるように途中に工事監理者の徹底確認をお願いします。

工事の品質管理状況は、書面から判断して特に問題は認められなかった。

① 工事完成時に不可視となる箇所(コンクリート面の不良部、木コン、鉄骨塗装部等)は、早めに補修を行い、忘れが発生しないようにして頂きたい。

② 免震装置(KYMオイルダンパー:株式会社川金コアテック社製)を使用している。検査、品質証明等を受注者が現在確認中とのことである。市民の関心事であり、社会性を鑑み、分かり易く説明責任(アカウタビリティ)できる資料を早めに整理すること。

エ 安全管理について

① 施工計画書により安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。

② 作業所での朝礼や職長ミーティング、KYT(危険予知訓練)記録など安全管理に対

する書類が整備されているとのことであった。すべてを確認することが出来なかったが、作業員への安全管理は、ミーティングで周知徹底しているとのことであった。

オ 環境保全について

建設廃材の処理処分については、業者の届出、廃棄物処理計画など書類で確認し適正に管理されていた。作業場は、環境に配慮した廃棄物分別処理置場を設置していた。作業員に集積場所、残材置場の周知徹底させていた。

現場の廃棄物置き場は、一時的な保管場所である。保管基準に従い適正に管理することが求められ、保管施設としての掲示板（60cm×60cm）表示がなされていた。

【産業廃棄物の保管施設ガイドライン 平成13年4月16日改正】

カ その他

掲示物について、作業工程表、建設業許可票の記載項目、労災保険関係、施工体系図、「監理技術者」「主任技術者」「専任」など工期が長い場合、再確認をお願いする。

キ 建設廃棄物処理に関する書類

発生材について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」などを遵守した再資源実施計画書を業者に提出させ、発注者側として管理されていた。

- ① 廃棄物処理計画書は、整備、収集運搬業者及び処理業者との契約など適正に実施されていた。
- ② 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、一部確認した。最終は、管理一覧表を作成し分かり易く示すとのことであった。
- ③ 竣工書類検査段階で、設計書、マニフェストの数量照合を行い、運搬状況写真、処分地写真を提出させ、発注者として管理指導を行うとのことであった。

## 5 技術調査全般

本工事について、工事監査を行った結果、書類検査、工事实施状況検査を通じて、良好な実施状況であった。各種届出書や施工計画、施工段階確認検査、工事報告書など、施工途中にかかわらず書類は良く整備されていた。

施工及び管理は、書類はもとより、現場での監理が大切である。

工事監督員、工事監理者の適正な指示、指導が見受けられた。

今回は、サンプリング監査であり詳細まで検証することができなかったが、施工管理（工程内検査、段階検査）は、工事監督員、工事監理者の指導的立場が発揮され適正に実施されていた。今後も現場を主体とした指導的立場の継続をお願いしたい。

工事施工の竣工後に提出される書類は、単に整備・保管する形式的なものでなく、当該工事に関して必要な処理を迅速・的確に指示した記録となる。

今後、工事終盤での気のゆるみ無きよう、今以上の安全管理の徹底指導を行い、無事故、無災害で工事が完了するよう指導をお願いします。

以 上

文書中の

\_\_\_\_\_部分は、改善事項

.....部分は、留意事項及び要望